

---

# 岡山県森林整備保全事業積算基準

---

公表用積算基準— 9

(令和 8 年 1 1 月 1 日適用)

岡山県農林水産部・土木部



# 岡山県森林整備保全事業積算基準

## 改定概要

※改定箇所は、**赤枠**又は**赤字**で記載

| ページ         | 項 目                          | 改定内容                              |
|-------------|------------------------------|-----------------------------------|
| 令和２年１１月制定   |                              |                                   |
|             |                              |                                   |
| 令和３年１１月一部改定 |                              |                                   |
| １           | 第２ 共通仮設費の取扱い                 | 表６－９基本運賃表の出典元を追加                  |
| １６          | 第１８ 仮設工                      | 覆工板の賃料に係る供用月数の単位を追加               |
| ２０          | 第２０ 森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式 | 条件区分に実数入力を行い積算する場合の補正計算に関する内容を見直し |
| 令和４年１１月一部改定 |                              |                                   |
| ３０          | 第３２ 溪間工設計業務                  | 治山ダム実施設計及び流末処理に関する内容を見直し          |
| ３１          | 第３４ 簡易報告書印刷製本費及び電子成果品作成の取扱い  | 電子成果品の提出部数を見直し                    |
| 令和５年１１月一部改定 |                              |                                   |
| １           | 第２ 共通仮設費の取扱い                 | 共通仮設費（率分）の計算を削除                   |
| １５          | 第１６ 運搬工                      | 貨物自動車運搬の内容を削除                     |
| １８          | 第２１ 機械経費の取扱い                 | 不整地運搬車運転の賃料数量を削除                  |
| 令和６年５月一部改定  |                              |                                   |
| ３           | 第５ 森林整備保全事業設計要領等の細部取扱い       | 設計変更の取扱いを追加                       |
| 令和６年１１月一部改定 |                              |                                   |
| １９          | 第２２ チェンソー伐開                  | 歩掛を追加                             |

|                 |                              |       |
|-----------------|------------------------------|-------|
| 令和 8 年 11 月一部改定 |                              |       |
| 21              | 第 2 6 委託業務の設計金額の単位(端数<br>処理) | 内容を追記 |

※年度、目次、誤字、脱字等の軽微な改定は省略している。

## 目次

|       |                                        |    |
|-------|----------------------------------------|----|
| 第 1   | はじめに .....                             | 1  |
| 第 2   | 共通仮設費の取扱い .....                        | 1  |
| 第 3   | 工事の設計金額の単位 (端数処理) .....                | 2  |
| 第 4   | スライド条項の運用 .....                        | 3  |
| 第 5   | 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い .....            | 3  |
| 第 6   | 週休 2 日を実施する工事における間接工事費の補正 .....        | 4  |
| 第 7   | 山腹工補助歩掛 .....                          | 4  |
| 第 8   | 共生保安林整備統合補助事業関係歩掛 .....                | 5  |
| 第 9   | 森林整備 (保安林整備事業等) .....                  | 6  |
| 第 1 0 | 風倒木処理工 .....                           | 10 |
| 第 1 1 | 木製パネル伏工 .....                          | 11 |
| 第 1 2 | 丸太伏工 .....                             | 12 |
| 第 1 3 | 丸太筋工 (H = 0.3 m) .....                 | 13 |
| 第 1 4 | 「筋工における植生土のう筋工」及び「植生土のう (構造物周辺)」 ..... | 13 |
| 第 1 5 | 木製残存型枠工 (角材、治山ダム用) .....               | 14 |
| 第 1 6 | 運搬工 .....                              | 15 |
| 第 1 7 | カーブミラー設置工 .....                        | 16 |
| 第 1 8 | 仮設工 .....                              | 16 |
| 第 1 9 | 仮設資材の損料率 .....                         | 17 |
| 第 2 0 | 市場単価及び土木工事標準単価の適用 .....                | 17 |

|       |                                          |    |
|-------|------------------------------------------|----|
| 第 2 1 | 機械経費の取扱い .....                           | 18 |
| 第 2 2 | チェンソー伐開 .....                            | 19 |
| 第 2 3 | 小口径ボーリング及び中口径ボーリング .....                 | 19 |
| 第 2 4 | 設計基準等調査費 .....                           | 20 |
| 第 2 5 | 森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式 .....           | 20 |
| 第 2 6 | 委託業務の設計金額の単位 (端数処理) .....                | 21 |
| 第 2 7 | 内業及び外業区分の取扱い .....                       | 24 |
| 第 2 8 | 解析等調査業務、設計業務、計画作成等業務のその他原価及び一般管理費等 ..... | 24 |
| 第 2 9 | 治山事業計画書作成業務 .....                        | 25 |
| 第 3 0 | 地質調査業務 (機械ボーリング) の取扱い .....              | 29 |
| 第 3 1 | 仮設道に係る業務積算の補正 .....                      | 29 |
| 第 3 2 | 溪間工設計業務 .....                            | 30 |
| 第 3 3 | 旅費交通費 .....                              | 30 |
| 第 3 4 | 簡易報告書印刷製本費及び電子成果品作成の取扱い .....            | 31 |
| 第 3 5 | 森林整備作業区域確認業務 (歩掛設定) .....                | 32 |
| 第 3 6 | 治山施設等調査・点検業務 .....                       | 34 |
| 第 3 7 | その他 .....                                | 35 |

## 第1 はじめに

- 1 岡山県農林水産部が発注する森林整備保全事業の積算については、治山林道必携に掲載された林野庁制定の各種要領等(以下「治山林道必携」という。)を適用する。  
なお、令和8年版治山林道必携の適用期間は、次による。  
適用期間：令和8年11月1日から令和9年10月31日まで
- 2 本基準は、治山林道必携に掲載の無い事項、岡山県が独自に歩掛等を定めたもの及び治山林道必携の適用方法について、補足説明するものである。  
ただし、本基準によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。  
なお、適用期間は、上記1と同じとする。
- 3 設計書の作成にあたっては、目的とする工事等を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究を行い、明確に作成しなければならない。
- 4 本基準の改定は、不定期であるため、設計書作成時の単価適用年月日に応じた資料を適用すること。

## 第2 共通仮設費の取扱い

- 1 質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬  
質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬の運賃は、岡山県土木工事標準積算基準書参考資料編【工事・委託】 工事編(岡山県土木部) I編総則 第2章 工事費の積算 7. 運搬費5)の車扱運賃料金を準用するものとする。
- 2 仮設材の基本運賃  
仮設材の基本運賃については、森林整備保全事業設計積算要領の表6－9 基本運賃表の( )内運賃を適用するものとする。

### 第3 工事の設計金額の単位(端数処理)

#### 1 請負工事の金額の単位(端数処理)

##### (1) 請負工事

| 種 目       | 数値処理                                   | 単位(円) | 備 考 |
|-----------|----------------------------------------|-------|-----|
| 直接工事費     | —                                      | 円止め   |     |
| 共通仮設費積上げ分 | —                                      | 円止め   |     |
| 共通仮設費率分   | 千円未満切り捨て                               | 千円止め  |     |
| 純工事費      | —                                      | 円止め   |     |
| 現場管理費積上げ分 | —                                      | 円止め   |     |
| 現場管理費率分   | 千円未満切り捨て                               | 千円止め  |     |
| 工事原価      | —                                      | 円止め   |     |
| 一般管理費等    | 工事価格が 10,000 円単位になるように、10,000 円未満を端数調整 | 円止め   |     |
| 工事価格      | —                                      | 万円止め  |     |
| 消費税等相当額   | —                                      | 円止め   |     |
| 請負工事費     | —                                      | 円止め   |     |

スクラップ費は円止めとする。

なお、スクラップ費がある場合は、スクラップ費を減額した工事価格が 10,000 円単位となるように一般管理費等で調整する。

##### (2) 単価表での端数処理

###### ア 諸雑費の定義

当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

###### イ 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの)

単価表の単位当りの金額が、有効数字 4 桁になるよう原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

ただし、有効数字 4 桁以下の場合には調整しない(円未満切り捨て)。

なお、計算結果を割戻しにより計算する場合は端数処理を行わない。

###### ウ 単価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合)

単価表の単位当りの金額が、有効数字 4 桁になるよう原則として端数を計上する。

ただし、有効数字 4 桁以下の場合には調整しない(円未満切り捨て)。

なお、計算結果を割戻しにより計算する場合は端数処理を行わない。

###### エ 金額は「諸雑費」の名称で計上する。

###### オ 内訳書に諸雑費は計上しない。

(3) 労務歩掛の端数処理

施工代価表における数量については、機械経費の代価表を除き、補正係数等を加算した結果について、小数第4位を四捨五入して第3位とする。

(4) 変更請負金額の算定

変更請負金額は、次式により算出した変更請負工事価格に消費税等相当額を加えたものとする。

$$\text{変更請負工事価格} = \frac{\text{当初請負価格}}{\text{当初設計価格}} \times \text{変更設計価格 (万円未満切捨て)}$$

#### 第4 スライド条項の運用

次のスライド条項の運用については、岡山県土木工事標準積算基準書(岡山県土木部)を準用するものとする。

- 1 工事請負契約書第27条(スライド条項)の減額となる場合の運用
- 2 工事請負契約書第27条第5項(単品スライド条項)の運用
- 3 工事請負契約書第27条第5項(単品スライド条項)の運用の拡充
- 4 請負代金額の減額変更を請求する場合の工事請負契約書第27条第5項(単品スライド条項)の運用

#### 第5 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い

- 1 設計単価の取扱い  
岡山県公共工事建設資材等単価決定要領による。
- 2 諸経費調整の取扱い  
岡山県土木工事標準積算基準書(岡山県土木部)を準用するものとする。
- 3 現場環境改善費の積算  
岡山県土木工事標準積算基準書(岡山県土木部)を準用するものとする。
- 4 歩掛の補正  
歩掛の補正については、必要が認められる場合に補正するものとする。
- 5 設計変更の取扱い  
岡山県土木工事標準積算基準書(岡山県土木部)を準用するものとする。

## 第6 週休2日を実施する工事における間接工事費の補正

岡山県週休2日工事実施要領等による。

## 第7 山腹工補助歩掛

| 工 種                                                                              | 構造・規格・寸法       |          | 単 位          | 歩 掛     | 摘 要                               |           |  |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------|--------------|---------|-----------------------------------|-----------|--|
| わら筋                                                                              | わら付仕上          |          | 10m          | 0.20 人  | 稲わら結束伏込                           |           |  |
| 石礫水路                                                                             | 地 拵            |          | 10m2         | 1.00 人  | 弧幅 1.00m～1.30m                    |           |  |
|                                                                                  | 地 拵            |          | 10m2         | 1.20 人  | 弧幅 1.30m～1.50m                    |           |  |
|                                                                                  | 張石仕上           |          | 10m2         | 1.85 人  | 弧幅 1.00m～1.30m                    |           |  |
|                                                                                  | 張石仕上           |          | 10m2         | 2.40 人  | 弧幅 1.30m～1.50m                    |           |  |
| 筋 芝 工<br>(種子帯)                                                                   | 人工芝            |          | 100m2        | 340.00m | 30cm 間隔、10m2 当り 34m               |           |  |
|                                                                                  | 普通作業員          |          | 100m2        | 5.60 人  | 粘土及び粘性土の場合                        |           |  |
|                                                                                  | 普通作業員          |          | 100m2        | 4.10 人  | 砂及び砂質土の場合                         |           |  |
|                                                                                  | 世話役            |          | 100m2        | 0.60 人  |                                   |           |  |
| コンクリート板<br>土 留 工                                                                 | 種子採取フルイ掛け      |          | 1m3          | 0.10 人  | 種土運搬は計算すること                       |           |  |
|                                                                                  | 練り上げ(手練)       |          | 1m3          | 1.00 人  | ソイルセメント、石灰二和土                     |           |  |
| 積苗工                                                                              | 組立、埋戻し仕上       |          | 10m          | 0.30 人  | L=1.00m H=0.35m 緑化資材<br>(ソイルフェンス) |           |  |
|                                                                                  | わら伏込           |          | (5kg)<br>10m | 0.03 人  | わら伏込をしない場合標準歩掛から減じる               |           |  |
| 土のう止釘                                                                            | L=0.45m φ=10mm |          | 80 本         | 0.05 人  | 土のう水路、筋工の止釘に適用                    |           |  |
| 竹串設置工                                                                            | L=1.0m 程度      |          | 1,000 本      | 0.62 人  | 植栽木の目印に適用                         |           |  |
| 人力伐開<br>及び<br>片 付<br><br>片付は伐開(刈取)をしたものを現場内で<br>処理することである。<br>労務職種は普通作業<br>員とする。 | 種 別            |          | 単 位          | 伐 開     | 片 付                               | 状 態       |  |
|                                                                                  | 竹              | 径 5～9cm  | 100m2        | 3.4 人   | 2.2 人                             | 密 生       |  |
|                                                                                  |                | 径 4cm 以下 | 100m2        | 1.3 人   | 1.4 人                             | 6 株/m2 以上 |  |
|                                                                                  |                | 径 4cm 以下 | 100m2        | 1.0 人   | 0.7 人                             | 3 株/m2 以上 |  |
|                                                                                  | 芦 及び 笹竹        |          | 100m2        | 0.8 人   | 0.7 人                             | 密 生       |  |
|                                                                                  |                |          | 100m2        | 0.4 人   | 0.3 人                             | 疎 生       |  |
|                                                                                  | 萱 及び<br>幹径の長い草 |          | 100m2        | 0.4 人   | 0.7 人                             | 密 生       |  |
|                                                                                  |                |          | 100m2        | 0.2 人   | 0.3 人                             | 疎 生       |  |
|                                                                                  | 立 木            |          | 100m2        | 1.8 人   | 2.8 人                             | 密 生       |  |
|                                                                                  |                |          | 100m2        | 0.8 人   | 0.9 人                             | 疎 生       |  |
| ポット苗運搬                                                                           | 人 肩            |          | —            | —       | 普通苗木運搬歩掛の2割増                      |           |  |

注) 1 疎生：林内歩行にそれほど障害を与えない状態

密生：林内歩行が難しい状態

- 2 職種は、普通作業員とする。

## 第8 共生保安林整備統合補助事業関係歩掛

### 1 伐倒木片付歩掛

(100 本当たり)

| 平均胸高直径(cm)以下 | 4      | 6      | 8      | 10     | 12     | 14     | 16     |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 疎 林          | 0.06 人 | 0.14 人 | 0.23 人 | 0.34 人 | 0.48 人 | 0.64 人 | 0.82 人 |

注) 1 平均胸高直径＝調査木総胸高直径÷調査総本数

- 2 職種は、普通作業員とする。

### 2 階段用組木(木材使用)

| 種 別  | 布 設    | 杭 打    | 備 考        |
|------|--------|--------|------------|
| 一段組木 | 0.20 人 | 0.18 人 | 杭打は80%の根入れ |

注) 1 布設は長さ1.5m、末口径10cmの丸太

- 2 杭打は長さ0.5m、末口径6cmの丸太

3 杭木小運搬、先端仕拵、元口切揃及び足場器具損料一式を含む。

- 4 職種は、普通作業員とする。

## 第9 森林整備(保安林整備事業等)

### 1 人力地拵え

保安林整備事業等において実施する地拵えの施工歩掛は次によるものとし、森林整備保全事業標準歩掛の「地拵え等」は適用しない。

(1ha 当たり)

| 区 分     |        |         | 工 程   | 備 考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
|---------|--------|---------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|---|-------|---|---------|---|-------|------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 地況      | 根元直径   | 植生状況    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
| 立木地     | 0～5cm  | 疎       | 20 人  | <div>1 密度の算定基準</div> <table><tr><th>密 度</th><th>樹冠占有度</th></tr><tr><td>疎</td><td>50%以下</td></tr><tr><td>中</td><td>50%～70%</td></tr><tr><td>密</td><td>70%以上</td></tr></table> <p>※松くい虫被害跡地・山火事跡地については、被災以前の樹冠占有度をもとに算定する。</p> <div>2 蔓類・笹類・しだ・いばらの混生</div> <table><tr><th>面積割合</th><th>加算量</th></tr><tr><td>10%未満</td><td>10%以内</td></tr><tr><td>10%以上</td><td>20%以内</td></tr></table> <div>3 条刈地拵は 25%減</div> <div>4 焼残木は 20%以内の増とする。</div> <div>5 枯損木は 20%以内の増とする。</div> | 密 度 | 樹冠占有度 | 疎 | 50%以下 | 中 | 50%～70% | 密 | 70%以上 | 面積割合 | 加算量 | 10%未満 | 10%以内 | 10%以上 | 20%以内 |
|         |        | 密 度     | 樹冠占有度 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
|         |        | 疎       | 50%以下 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
|         | 中      | 50%～70% |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
|         | 密      | 70%以上   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
|         | 面積割合   | 加算量     |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
|         | 10%未満  | 10%以内   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
|         | 10%以上  | 20%以内   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
|         | 5～10cm | 疎       | 24 人  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
| 中       |        | 27 人    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
| 密       |        | 30 人    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
| 10cm 以上 | 疎      | 32 人    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
|         | 中      | 36 人    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
|         | 密      | 40 人    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
| 熊 笹 地   | 中      | 32 人    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
|         | 密      | 36 人    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
| 根 曲 竹 地 | 中      | 40 人    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
|         | 密      | 44 人    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
| 竹 林 地   | 中      | 32 人    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
| 蔓 性 地   | 疎      | 28 人    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
|         | 中      | 32 人    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
|         | 密      | 36 人    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |
| 草 地     | 中      | 20 人    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |   |       |   |         |   |       |      |     |       |       |       |       |

注) 職種は、普通作業員とする。

## 2 追肥

(1,000 本当たり)

| 区 分                       | 工 程       | 数 量   | 摘 要           |
|---------------------------|-----------|-------|---------------|
| 側方施肥(2～3 年生)<br>(半 円 施 肥) | 650 本/日   | 1.5 人 | 1 本当たり 50g 施肥 |
| 表面施肥(4 年生以上)              | 1,100 本/日 | 0.9 人 | 1 本当たり 60g 施肥 |

注) 1 職種は、普通作業員とする。

2 施肥量と正比例する。

3 表面施肥は、主林木の樹冠縁下に環状散蒔きとする。

## 3 除伐

保安林整備事業において実施する除伐の施工歩掛は当歩掛によるものとし、森林保全整備事業標準歩掛の「除伐」は適用しない。

(1ha 当たり)

| 区 分 | 標準的な下刈り実施地区 | その他の地区 | 備 考 |
|-----|-------------|--------|-----|
| 疎   | 8 人         | 10 人   |     |
| 中   | 12 人        | 14 人   |     |
| 密   | 15 人        | 18 人   |     |

疎：林内歩行にそれほど障害を与えない状態もしくは、立木密度 50%未満

中：林内歩行が比較的難しい状態もしくは、立木密度 50%以上 80%未満

密：ササ、灌木等が密生し林内歩行が難しい状態もしくは、立木密度 80%以上

注) 1 職種は、普通作業員とする。

2 伐倒に支障となる下層木の処理を含む。

3 伐倒木の枝払い、胴切り等を含む。

4 傾斜、特殊な植生等により 20%以内の増減ができる。

5 枝落としと並行して実施する場合は、5%減とする。

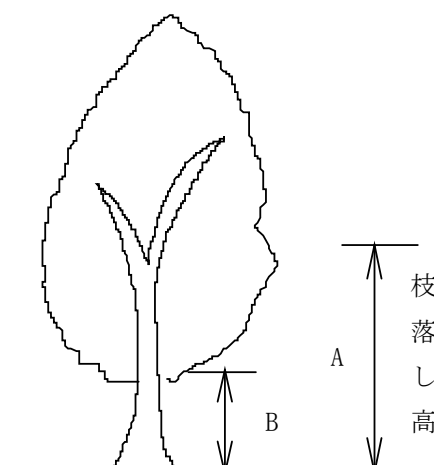
6 疎は原則として適用しない。

7 立木密度 100%は植栽時の立木本数(有用樹等の残存木を含む)を基準とする。

## 4 枝落し

(工程：1人1日当たり)

| 枝落し<br>高 | スギ   |           | ヒノキ  |           |
|----------|------|-----------|------|-----------|
|          | 工程   | 1,000本当たり | 工程   | 1,000本当たり |
| 2m       | 190本 | 5.3人      | 160本 | 6.3人      |
| 3m       | 140本 | 7.1人      | 110本 | 9.1人      |
| 4m       | 100本 | 10.0人     | 80本  | 12.5人     |
| 5m       | 80本  | 12.5人     | 70本  | 14.3人     |



Bの高さが50%以上(B/A)になる場合は、1ランク下位の歩掛を使用する。

- 注) 1 職種は、普通作業員とする。  
 2 枝葉は切り捨てとする。  
 3 現場条件により20%以内の増減ができる。

## 5 つる切り

(1ha 当たり)

| つる切り必要本数          | 普通作業員 | 備 考 |
|-------------------|-------|-----|
| 3,000本以上          | 10.0人 |     |
| 3,000本未満～2,000本以上 | 8.0人  |     |
| 2,000本未満          | 6.0人  |     |

- 注) 1 切取り、手操り処理一切を含む。  
 2 薬剤処理は、4.0人/haとする。  
 3 これにより難しい場合は、10%の範囲内で増減することができる。

## 6 雪起こし

(1,000本当たり)

| 樹 高  | 縄 長    | 普通作業員 | 工 程  |
|------|--------|-------|------|
| 3m以下 | 4,000m | 5.0人  | 200本 |
| 4m以下 | 5,000m | 5.9人  | 170本 |
| 5m以下 | 5,000m | 6.3人  | 160本 |

## 7 補植

(1,000 本/日)

| 補植率   | 普通作業員  | 工 程     |
|-------|--------|---------|
| 20%未満 | 11.1 人 | 90 本/日  |
| 30%未満 | 10.0 人 | 100 本/日 |
| 40%未満 | 9.1 人  | 110 本/日 |
| 40%以上 | 6.7 人  | 150 本/日 |

注) 1 地形、地質、枯損木の配置状況等により、20%以内の増減をすることができる。

2 肥料木の場合は、50%減とする。

3 植穴掘付、施肥、植付を含む。

4 地拵えが必要な場合は、半径 50cm 程度の坪刈を加算する。

5 植穴径は、新植に準じる。

## 第 10 風倒木処理工

### 1 適用範囲

本歩掛は、治山事業のうち、森林整備を実施するために風倒木の処理(建設工事に伴う伐採、伐開、片付け等は除く。)を施工する場合に適用する。

### 2 留意事項

- (1) 本歩掛の対象とする風倒木の樹種はスギ、ヒノキとする。
- (2) 本歩掛は、施工区域の平均傾斜角が 15～40° を標準としたものであり、地形、作業条件等の難易により、20%の範囲内で増減することができる。
- (3) 本歩掛により難しい場合は、別途考慮することができる。

### 3 施工歩掛

#### (1) 伐採処理工

(1m<sup>3</sup> 当たり)

| 名 称   | 単位 | 伐採処理材積区分 (m <sup>3</sup> /ha) |               |        | 摘 要 |
|-------|----|-------------------------------|---------------|--------|-----|
|       |    | 200 未満                        | 200 以上 350 未満 | 350 以上 |     |
| 特殊作業員 | 人  | 0.20                          | 0.11          | 0.09   |     |
| 普通作業員 | 人  | 0.20                          | 0.11          | 0.09   |     |
| 諸雑費   | %  | 5                             |               |        |     |

備考 1 上表は、チェーンソーにより伐倒、枝払い、玉切りまでを行う歩掛である。

2 ha 当たりの伐採処理材積 (m<sup>3</sup>/ha) は、備考 3 により設定した標準地において毎木調査を行い、立木幹材積表によって求めた材積により算定する。

3 備考 2 の標準地は、概ね同一の被災状況の区域ごとに 1 箇所を原則として設定し、面積は 20m×10m (200m<sup>2</sup>) を標準とする。

4 諸雑費は、チェーンソーの損料、燃料費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

## (2) 木寄せ工

(1m<sup>3</sup> 当たり)

| 名 称   | 単 位 | 木寄せ距離区分 |               |               | 摘 要 |
|-------|-----|---------|---------------|---------------|-----|
|       |     | 10m 以内  | 10m 超え 20m 以内 | 20m 超え 50m 以内 |     |
| 普通作業員 | 人   | 0.09    | 0.18          | 0.28          |     |

備考 1 上表は、伐採処理した幹等を人力により集積(棚積等)する歩掛であり、枝条整理は含まない。

## (3) 枝条整理工

(1ha 当たり)

| 名 称   | 単 位 | 数 量  | 摘 要 |
|-------|-----|------|-----|
| 普通作業員 | 人   | 12.2 |     |

備考 1 上表は、風倒木の伐採処理及び木寄せ後に、人力により枝条の整理を行う歩掛である。

2 上表には、枝条整理と併せて行う雑草の刈り払いを含む。

## 第 1 1 木製パネル伏工

### 1 施工歩掛

(10m 当たり)

| 名 称    | 規 格                           | 単 位 | 数 量   | 摘 要           |
|--------|-------------------------------|-----|-------|---------------|
| 木製パネル  | 皮剥半割加工材<br>末口 10cm 程度 L=1.50m | 枚   | 10.00 |               |
| アンカーピン | φ 16mm、L=400mm                | 本   | 40.00 |               |
| 普通作業員  |                               | 人   | 0.15  | 敷設手間、アンカーピン打込 |

### 2 備考

- (1) パネル相互を密着させ隙間を生じないように施工する。
- (2) 木製パネル伏工下部(側溝埋戻部分)のコンクリート被覆については、別途計上する。

## 第 1 2 丸太伏工

### 1 施工歩掛

#### (1) 丸太伏工設置

(10m 当たり)

| 名 称     | 規 格                           | 単 位 | 数 量    | 摘 要         |
|---------|-------------------------------|-----|--------|-------------|
| 丸 太     | 末口径 8~12cm、<br>L=1.50m(2.00m) | 本   | 70.00  | 皮剥丸太又は皮付き丸太 |
| かすがい    | φ 9mm、L=120mm                 | 本   | 140.00 |             |
| 土木一般世話役 |                               | 人   | 0.25   | 丸太配置、かすがい打込 |
| 普通作業員   |                               | 人   | 0.76   | 丸太配置、かすがい打込 |

注) 1 丸太は、流通状況等により末口径について 12cm を超え 14cm までのものが混在しても良い。

2 丸棒加工材を使用する場合は、森林整備保全事業標準歩掛の「(参考歩掛)丸太伏工」による。

#### (2) アンカーピン打ち込み

(80 本当たり)

| 名 称    | 規 格            | 単 位 | 数 量   | 摘 要 |
|--------|----------------|-----|-------|-----|
| アンカーピン | φ 16mm、L=400mm | 本   | 80.00 |     |
| 普通作業員  |                | 人   | 0.05  |     |

#### (3) 防草シート設置

(10m<sup>2</sup> 当たり)

| 名 称   | 規 格             | 単 位            | 数 量   | 摘 要                        |
|-------|-----------------|----------------|-------|----------------------------|
| 防草シート | 不織布繊維系 t=0.04mm | m <sup>2</sup> | 10.70 | 10m <sup>2</sup> *(1+0.07) |
| 普通作業員 |                 | 人              | 0.06  |                            |

### 2 備考

- (1) 丸太の上下を交互に配置し、丸太相互を密着させ隙間を生じないように施工する。
- (2) 丸太と法面を密着させて固定する。
- (3) 2m 毎に 1 箇所アンカーピンにより、地山に固定する。
- (4) 丸太伏工下部(側溝埋戻部分)のコンクリート被覆については、別途計上する。

### 第 13 丸太筋工 (H = 0.3 m)

本歩掛は、丸太筋工の床均しを含まない施工歩掛であり、3 本筋工に適用する。

#### 1 施工歩掛

(10m 当たり)

| 名 称   | 規 格              | 単 位 | 数 量   | 摘 要       |
|-------|------------------|-----|-------|-----------|
| 横 木   | 末口径 10cm、L=2.00m | 本   | 15.00 |           |
| 止 杭   | 末口径 10cm、L=0.60m | 本   | 15.00 | 杭間隔 0.70m |
| 鉄 線   | ＃12 なまし鉄線        | kg  | 1.70  |           |
| 普通作業員 |                  | 人   | 0.60  | 杭打ち、緊結仕上げ |

#### 2 備考

- (1) 止杭の打込み角度は、原則として鉛直とするが、急斜面では鉛直と斜面に直角との中間の角度とすることができる。
- (2) 横木は元口、末口を交互に重ね、継目が同一箇所とならないようにする。
- (3) 横木の背面は十分に埋戻し、植栽工を実施する。
- (4) 構造物の埋戻し箇所等では、止杭の長さを 1.2m までの範囲で適用することができる。

### 第 14 「筋工における植生土のう筋工」及び「植生土のう(構造物周辺)」

- 1 植生土のう筋工歩掛における張付け仕上げ止め打込みについて、張付け仕上げのみの場合は、10m 当たり 0.10 人とする。
- 2 治山ダム工で使用する植生土のう(構造物周辺)についても、当歩掛及び基準を準用し、適用するものとする。

## 第 15 木製残存型枠工(角材、治山ダム用)

治山ダムにおいて施工する内部支持材(引張材を含む。)に角材を現地で固定して組み立てる残存型枠工の施工歩掛は次によるものとし、森林整備保全事業標準歩掛第1編共通工第7「7-10-5(参考歩掛)角材式残存型枠工」は適用しない。

型枠材料として使用する角材の規格は、10.5cm 角、長さ 3m を標準とする。

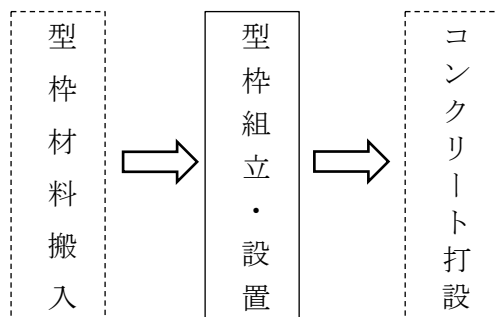
### 1 施工歩掛

(100m<sup>2</sup> 当たり)

| 名 称   | 規 格              | 単 位            | 数 量  | 摘 要 |
|-------|------------------|----------------|------|-----|
| 世話役   |                  | 人              | 5.3  |     |
| 型枠工   |                  | 人              | 10.6 |     |
| 普通作業員 |                  | 人              | 7.3  |     |
| 角 材   | 10.5cm 角、L=3.00m | m <sup>3</sup> | 11.0 |     |
| 諸経費率  |                  | %              | 37   |     |

### 2 備考

- (1) 角材の数量は、施工において端部の切揃え等によりロスが生じるため、設計量に対するロス率の補正として、補正係数「+0.05」を考慮した数量となっている。
- (2) 諸雑費は、電気ドリル、角材の切揃え及び持上(下)げに係る機械経費、木材固定材・組立用金物等の組立支持材の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- (3) 本歩掛には、組立・設置に必要な材料等の 20m 程度の現場内小運搬を含む。
- (4) 本歩掛に示す角材の数量を適用できない場合は、別途算出して適用することができる。
- (5) 施工フローは、次図を標準とする。(本歩掛で対応しているのは、実線部分のみ)



## 第 16 運搬工

### 1 ダンプトラック運搬

#### (1) 砂利、玉石類の運搬

材料の砂利、玉石類をダンプトラックで運搬する場合は、1 台当たり積載土量(q)については、不整地運搬車運搬の 1 サイクル当たり運搬量(q)を準用するものとする。

#### (2) 時間当たり運搬木材量

時間当たり運搬木材量の算定については、森林整備保全事業標準歩掛第 1 編共通工第 2「2-7 ダンプトラック運搬」を準用し、次のとおりとする。

$$V_t = 60 / C_m \times q \times E$$

$V_t$  : 時間当たり運搬量(空 m<sup>3</sup>/h)

$q$  : 1 台当たり積載木材量(空 m<sup>3</sup>) . . . . . ア 積載木材量(q)による

$C_m$  : 1 サイクルの所要時間(min) . . . . . 森林整備保全事業標準歩掛準用

$E$  : 作業効率 . . . . . 森林整備保全事業標準歩掛準用

ア 積載木材量(q)

$$q = W / w \text{ (空 m}^3\text{)}$$

$W$  : ダンプトラックの許容積載量(t)

$w$  : 木くずの単位体積質量(t/空 m<sup>3</sup>)

$q$  の値は次表による。

| 車 種              | 2t 車 | 4t 車 | 6t 車 | 8t 車 | 10t 車 | 木くずの<br>単位体積質量         |
|------------------|------|------|------|------|-------|------------------------|
| 木くず<br>(幹、枝条、根株) | 3.6  | 7.2  | 10.9 | 14.5 | 17.2  | 0.55t/空 m <sup>3</sup> |

#### (3) ダンプトラック運転歩掛表

森林整備保全事業標準歩掛を準用するものとする。

## 2 ケーブルクレーン運搬

### (1) 運転1時間当たり燃料消費率

運転1時間当たり燃料消費率は、「両端固定式ケーブルクレーン」を用いる。

### (2) サイクルタイム

サイクルタイム(Cm)は、次式とする。

サイクルタイム(Cm) = 積卸しに要する時間 + 吊上・吊下時間 + 横行時間

$$\text{吊上・吊下時間(min)} = \frac{(\text{荷積時吊上(下)高さ(m)} + \text{荷卸時吊上(下)高さ(m)})}{\text{ロープスピード(m/min)}}$$

$$\text{横行時間(min)} = \frac{\text{横行片道距離(m)} \times 2}{\text{横行速度(m/min)}}$$

## 第17 カーブミラー設置工

土木工事標準単価の「道路反射鏡設置工」により積算するものとする。

## 第18 仮設工

### 1 仮設道等の仮設工事における溝渠工等の布設、撤去

次のとおり森林整備保全事業標準歩掛に補正値を乗じて適用する。

なお、森林整備保全事業標準歩掛及び森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式に積算方法が個別に記載されている場合は、除くものとする。

(1) 布設・・・森林整備保全事業標準歩掛×8/10

(2) 撤去・・・森林整備保全事業標準歩掛×8/10×1/2

### 2 水替日数

水替日数算出の対象となる施工数量は、岡山県土木工事標準積算基準書 参考資料編【工事・委託】(岡山県土木部) 工事編 II編共通工 第5章仮設工 4. 締切排水工を準用し、低水位(L.W.L.)+30cm以下の範囲とし、対象となる施工数量を標準作業量(作業日当たり標準作業量)で除した値の合計とする。

なお、災害復旧事業における査定設計書についても、上記によるものとする。

### 3 仮囲い設置・撤去工

岡山県土木工事標準積算基準書(岡山県土木部)の第Ⅲ編第5章仮設工「⑬仮囲い設置・撤去工」を準用するものとする。

### 4 覆工板の賃料

覆工板の供用月数は、0.5ヶ月単位とする。

## 5 被覆工

災害等で応急的に使用する被覆工(ビニールシート工)の歩掛は次のとおりとする。

歩掛

(10m2 当たり)

| 名 称    | 単 位 | 数 量   | 摘 要 |
|--------|-----|-------|-----|
| ブルーシート | m2  | 10.00 |     |
| 普通作業員  | 人   | 0.05  |     |
| 諸雑費    | %   | 10.00 |     |

備考1 諸経費は、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

2 ブルーシートの損料率は、30%とする。

## 第19 仮設資材の損料率

### 1 損料率

(単位：%)

| 名 称                 | 設置期間別 1 現場当たり損料率 |            |            |           |           |           | 摘 要 |
|---------------------|------------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----|
|                     | 1 ヶ月<br>未満       | 3 ヶ月<br>未満 | 6 ヶ月<br>未満 | 1 年<br>未満 | 2 年<br>未満 | 3 年<br>未満 |     |
| 合成樹脂管・ホース           | 30               | 45         | 55         | 65        | 75        | 85        |     |
| コンクリート管<br>(ヒューム管等) | 50               |            |            |           |           |           |     |

備考1 鋼製品(コルゲートパイプ等)の損料率は、森林整備保全事業標準歩掛第1編第8仮設工の表2.1「仮設材の損料率」の「鋼材」を参考とする。

2 合成樹脂管・ホースは、硬質ポリ塩化ビニル管・塩化ビニルホース・高密度ポリエチレン管を対象とする。

## 第20 市場単価及び土木工事標準単価の適用

森林整備保全事業において適用する市場単価及び土木工事標準単価は、「土木工事標準積算基準書(岡山県土木部)」及び「公共工事設計資材単価表(岡山県農林水産部・土木部)2 物価資料掲載以外の市場単価」とし、適用範囲等は当該基準書及び当該資材単価表によるものとする。

なお、土木工事標準単価の適用出来る範囲に該当する「区画線工」及び「構造物とりこわし工」については、土木工事標準単価により積算するものとする。

ただし、豪雪地域の補正については、原則として適用しない。

また、山林砂防工を適用する箇所には適用しない。

## 第 2 1 機械経費の取扱い

### 1 ブルドーザ掘削押土(参考歩掛)

規格 20 t 級の 1 サイクル当たり地山掘削押土量(q)については、2.11 とする。

### 2 不整地運搬車運搬

小型不整地運搬車運搬の木材、セメント・鋼材等の荷卸し時間の適用については、人力による荷卸しを原則とする。

### 3 モノレール運搬

燃料費の算出については、次のとおりとする。

- ・ 時間当たり燃料消費量 $=ps \times 0.253$  (有効数字 2 桁 (有効数字第 3 位四捨五入))
- ・ 日当たり燃料消費量 $=$ 時間当たり燃料消費量 $\times 6$  時間 (小数第 3 位四捨五入 2 位止め)

### 4 空気圧縮機運転(賃料)

下記の空気圧縮機運転の賃料数量については、森林整備保全事業建設機械経費積算要領の別表第 2 建設機械損料算定表の「供用日数(5 欄) $\div$ 運転日数(4 欄)」により算出するものとする。

第 1 編共通工 第 1 土工 1-5 機械土工(岩石)

- ・ 火薬併用機械掘削
- ・ 人力併用機械掘削

第 2 編治山 第 1 治山土工 1-2 岩石工

- ・ 岩石掘削(火薬)
- ・ 小規模岩石工
- ・ 人力掘削

### 5 原動機燃料消費量

運転 1 時間当たり燃料消費量に運転時間に乗じて算出する日当たり燃料消費量は、小数第 3 位を四捨五入して、第 2 位とする。

## 第 2 2 チェンソー伐開

施工歩掛

(100m<sup>2</sup> 当たり)

| 名 称     | 規 格        | 単 位 | 数 量       | 摘 要 |
|---------|------------|-----|-----------|-----|
| 土木一般世話役 |            | 人   | 0.01      |     |
| 普通作業員   |            | 人   | 0.4 (0.4) |     |
| 特殊作業員   |            | 人   | 0.1       |     |
| 機械損料    | 鋸長 500mm   | 日   | 0.1       |     |
| 燃料費     | 混合油 20 : 1 | ℓ   | 0.36      |     |
| チェーンオイル |            | ℓ   | 0.01      |     |

備考 20m 以内の片付けを含む。

## 第 2 3 小口径ボーリング及び中口径ボーリング

- 1 ダイヤモンドビット、ダイヤモンドリーマーm 当たりの損料計算式は、次式とする。

$$\frac{\text{ビット(リーマー)単位(円)} \times \text{摩耗率}}{\text{リセットするまでに掘進できるm数(リセット m 数)}} \quad (\text{円/m})$$

端数処理については、「岡山県公共工事建設資材等単価決定要領」を準用するものとする。

- 2 「ボーリングマシン運転」、「グラウトポンプ運転」及び「小型渦巻ポンプ運転」については、森林整備保全事業標準歩掛 第 11「機械運転単価表 機-12」を用いる。
- 3 発動発電機の日当たり燃料消費量の算出に用いる規格は、次のとおりとする。
  - ・森林整備保全事業建設機械経費積算要領別表第 2 建設機械損料算定表  
ディーゼルエンジン駆動・排出ガス対策型(第 1 次基準値)37/45kVA
- 4 「硬質塩化ビニール管加工及び挿入歩掛」の継手箇所数については、次を標準とする。
  - ・地上作業(ビニールパイプ長さ 4m)の場合 2 箇所/10m
  - ・坑内作業(ビニールパイプ長さ 2m)の場合 5 箇所/10m

## 第 2 4 設計基準等調査費

### 1 歩掛

(1 調査当たり)

| 名 称     | 規 格 | 単 位 | 数 量  | 摘 要 |
|---------|-----|-----|------|-----|
| 土木一般世話役 |     | 人   | 1.50 |     |

### 2 備考

- (1) 本歩掛は、森林整備保全事業における施工実態調査等を実施する場合に適用する。
- (2) 本歩掛に含まれる内容は、次のとおりとする。
  - ア 調査の準備
  - イ 作業場所における調査表の内容の調査及び記入
  - ウ 調査表の整理
- (3) 本経費は、技術管理費に計上する。

## 第 2 5 森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式

- 1 標準単価は、令和 8 年版を適用する。
- 2 代表材料規格の基準単価は、国土技術政策総合研究所ホームページ(下記 URL)に掲載の「代表材料規格等の基準単価作成方法について(令和 8 年度 4 月適用分)」による。ただし、1 円未満は切り捨てとする。

「国土交通省国土技術政策総合研究所 HP」  
[http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme\\_sekop.htm](http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)
- 3 積算単価(標準単価×補正式)は、有効数字 4 桁、5 桁目以降切り上げ(5 桁目が 0 の場合は切り捨て)とする。その上で、1 円未満が発生した場合は切り捨てとする。
- 4 条件区分に実数入力を行い積算する場合は、「岡山県土木工事標準積算基準書 参考資料編【工事・委託編】(岡山県土木部) I 編総則 第 2 章工事の積算 3. 施工パッケージ型積算方式」を準用し、補正計算を行うものとする。

## 第26 委託業務の設計金額の単位(端数処理)

### 1 委託業務の金額の単位(端数処理)

以下に記載のない端数処理については、岡山県土木工事標準積算基準書(岡山県土木部)を準用するものとする。

#### (1) 地質調査業務

##### ア 一般調査

| 種 目     | 数値処理                                   | 単位(円) | 備 考                  |
|---------|----------------------------------------|-------|----------------------|
| 直接人件費等  | —                                      | 円止め   |                      |
| 直接経費    | —                                      | 円止め   | 電子成果品作成費(機械ボーリング)を除く |
| 間接調査費   | —                                      | 円止め   | 施工管理費は千円未満切り捨て       |
| 純調査費    | —                                      | 円止め   |                      |
| 諸経費     | 一般調査業務費が10,000円単位になるように、10,000円未満を端数調整 | 円止め   |                      |
| 一般調査業務費 | —                                      | 万円止め  |                      |
| 消費税等相当額 | —                                      | 円止め   |                      |
| 地質調査業務費 | —                                      | 円止め   | 一般調査業務分              |

##### イ 解析等調査

| 種 目      | 数値処理                                    | 単位(円) | 備 考                     |
|----------|-----------------------------------------|-------|-------------------------|
| 直接人件費    | —                                       | 円止め   |                         |
| 直接経費     | —                                       | 円止め   | 簡易報告書印刷製本費及び電子成果品作成費を除く |
| 直接原価     | —                                       | 円止め   |                         |
| その他原価    | —                                       | 円止め   |                         |
| 間接原価     | —                                       | 円止め   |                         |
| 解析等調査原価  | —                                       | 円止め   |                         |
| 一般管理費等   | 解析等調査業務費が10,000円単位になるように、10,000円未満を端数調整 | 円止め   |                         |
| 解析等調査業務費 | —                                       | 万円止め  |                         |
| 消費税等相当額  | —                                       | 円止め   |                         |
| 地質調査業務費  | —                                       | 円止め   | 解析等調査業務分                |

## (2) 測量業務

| 種 目     | 数値処理                                     | 単位(円) | 備 考           |
|---------|------------------------------------------|-------|---------------|
| 直接人件費等  | —                                        | 円止め   |               |
| 直接経費    | —                                        | 円止め   | 電子成果品作成費を除く   |
| 技術管理費   | —                                        | 円止め   |               |
| 直接測量費   | —                                        | 円止め   |               |
| 諸経費     | 測量業務価格が 10,000 円単位になるように、10,000 円未満を端数調整 | 円止め   |               |
| 測量業務価格  | —                                        | 万円止め※ | 森林整備区域確認業務を除く |
| 消費税等相当額 | —                                        | 円止め   |               |
| 測量業務費   |                                          | 円止め   |               |

※森林整備区域確認業務については、測量業務価格の単位を千円止めとする。

## (3) 設計業務

| 種 目      | 数値処理                                   | 単位(円) | 備 考                     |
|----------|----------------------------------------|-------|-------------------------|
| 直接人件費    | —                                      | 円止め   |                         |
| 直接経費積上げ分 | —                                      | 円止め   | 簡易報告書印刷製本費及び電子成果品作成費を除く |
| 直接原価     | —                                      | 円止め   |                         |
| その他原価    | —                                      | 円止め   |                         |
| 間接原価     | —                                      | 円止め   |                         |
| 業務原価     | —                                      | 円止め   |                         |
| 一般管理費等   | 業務価格が 10,000 円単位になるように、10,000 円未満を端数調整 | 円止め   |                         |
| 業務価格     | —                                      | 万円止め  |                         |
| 諸費税等相当額  | —                                      | 円止め   |                         |
| 業務委託料    | —                                      | 円止め   |                         |

(4) 計画作成等業務

| 種 目      | 数値処理                                   | 単位(円) | 備 考                     |
|----------|----------------------------------------|-------|-------------------------|
| 直接人件費    | —                                      | 円止め   |                         |
| 直接経費積上げ分 | —                                      | 円止め   | 簡易報告書印刷製本費及び電子成果品作成費を除く |
| 直接原価     | —                                      | 円止め   |                         |
| その他原価    | —                                      | 円止め   |                         |
| 間接原価     | —                                      | 円止め   |                         |
| 業務原価     | —                                      | 円止め   |                         |
| 一般管理費等   | 業務価格が 10,000 円単位になるように、10,000 円未満を端数調整 | 円止め   |                         |
| 業務価格     | —                                      | 万円止め  |                         |
| 消費税等相当額  | —                                      | 円止め   |                         |
| 業務委託料    | —                                      | 円止め   |                         |

(5) 共通種目

| 種 目                    | 数値処理     | 単位(円) | 備 考 |
|------------------------|----------|-------|-----|
| 直接経費における<br>簡易報告書印刷製本費 | 千円未満切り捨て | 千円止め  |     |

(6) 歩掛数量の端数処理

歩掛数量に補正を行う場合の端数処理は、下記によるものとする。

ただし、積算基準に積算方法等が個別に記載されている場合は、除くものとする。

ア 地質調査業務・測量業務・設計業務

数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第 4 位を四捨五入して、第 3 位とする。なお、運転時間については、小数第 2 位を四捨五入して、第 1 位まで算出する。

イ 計画策定等業務

数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第 3 位を四捨五入して、第 2 位とする。なお、運転時間については、小数第 2 位を四捨五入して、第 1 位まで算出する。

(7) 単価表の合計金額の端数処理

ア 設計業務・計画策定等業務

原則として、端数処理は行わない。

イ 地質調査業務・測量業務

単位数量当たり単価の場合、有効数字 4 桁(5 桁目以降切捨て)とする。

(8) 変更業務金額の算定

変更業務金額は、次式により算出した変更業務価格に消費税等相当額を加えたものとする。

$$\text{変更業務価格} = \frac{\text{当初請負価格}}{\text{当初設計価格}} \times \text{変更設計価格 (万円未満切捨て)}$$

## 第 27 内業及び外業区分の取扱い

内業及び外業の区分については、原則として森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領(以下「積算要領」という。)の標準歩掛及び本基準によるが、内業及び外業の区分がないものについては次によるものとする。

1 一般調査業務

内業として取扱う歩掛等は、「資料整理」のうち地質調査員を除く人件費、「計画準備」とし、その他の歩掛及び人件費等は外業として取扱う。

2 解析等調査業務

外業として取扱う歩掛は、弾性波探査業務の「現地踏査」、「現場準備及び後片付け」とし、その他の歩掛は内業として取扱う。

3 測量業務

内業として取扱う歩掛は、「保安林調査」とし、その他の歩掛は外業として取扱う。

4 設計業務

外業として取扱う歩掛は、「現地調査」、「現地踏査」、「踏査」及び「線形決定」とし、その他の歩掛は内業として取扱う。

## 第 28 解析等調査業務、設計業務、計画作成等業務のその他原価及び一般管理費等

その他原価及び一般管理費等については、積算要領によるものとするが、各算定式の端数処理については次のとおりとする。

1 その他原価

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times 0.35 / (1 - 0.35)$$

$$(\text{直接人件費}) \times 0.538 (\text{小数第 4 位四捨五入 3 位止め})$$

※0.35 は解析等調査原価または設計原価に占めるその他原価の割合

2 一般管理費

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{解析等調査原価または設計原価}) \times 0.35 / (1 - 0.35)$$

$$(\text{解析等調査原価または設計原価}) \times 0.538 (\text{小数第 4 位四捨五入 3 位止め})$$

※0.35 は解析等調査費または設計費に占める一般管理費等の割合

## 第 2 9 治山事業計画書作成業務

治山事業の計画書作成業務については、次の歩掛を適用するとともに次の補正を行う。

### 1 適用歩掛

#### (1) 打合せ等

積算要領第 3 部第 2 章第 1 「1-1 打合せ協議」を適用する。

#### (2) 溪間工

##### ア 簡易横断測量(計画書作成)

積算要領第 3 部第 2 章第 7 「7-3-4 4 簡易山腹横断測量」を適用する。

##### イ 溪間工設計現地調査(計画書作成)

(1 件当たり)

| 技術者の<br>名称 | 直接人件費 |      |              |              |      |              |
|------------|-------|------|--------------|--------------|------|--------------|
|            | 技師長   | 主任技師 | 技師 A         | 技師 B         | 技師 C | 技術員          |
|            | 外業    | 外業   | 外業           | 外業           | 外業   | 外業           |
| 現地調査       |       | 0.57 | 1.14<br>0.59 | 1.14<br>0.99 | 1.77 | 1.77<br>0.90 |

備考 1 下段数値は、森林整備保全事業の調査・測量・設計及び計画業務積算要領第 5 部計画作成等業務に準じて作成された資料又は同等以上の資料を与える場合に適用する。

2 発注者が工種、位置、構造、規模等を指示する場合には、この歩掛は計上しない。

3 山腹工の現地調査範囲と重複し、併せて現地調査する場合には、歩掛を 0.8 掛とする。

4 補正は次表のとおりとする。

#### (ア) 規模による補正

| 流路延長 | 500m未満 | 500m以上<br>1,000m未満 | 1,000m以上<br>1,500m未満 | 1,500m以上 |
|------|--------|--------------------|----------------------|----------|
| 補正值  | -0.2   | 0                  | +0.2                 | +0.4     |

#### (イ) 地況による補正

| 区 分   | 易    | 中 | 難    |
|-------|------|---|------|
| 補 正 値 | -0.2 | 0 | +0.2 |

ウ 溪間工設計基本事項の決定(計画書作成)

(1 件当たり)

| 技術者の<br>名称 | 直接人件費 |      |              |              |      |     |
|------------|-------|------|--------------|--------------|------|-----|
|            | 技師長   | 主任技師 | 技師 A         | 技師 B         | 技師 C | 技術員 |
|            | 内業    | 内業   | 内業           | 内業           | 内業   | 内業  |
| 基本事項の決定    |       | 0.93 | 1.06<br>0.54 | 1.06<br>0.94 |      |     |

備考 1 下段数値は、森林整備保全事業の調査・測量・設計及び計画業務積算要領第 5 部計画作成等業務に準じて作成された資料又は同等以上の資料を与える場合に適用する。

2 発注者が設計条件(諸元)、工法及び放水路断面積、構造物断面等を指示する場合は、この歩掛は計上しない。

3 山腹工の現地調査範囲と重複し、併せて現地調査する場合には、歩掛を 0.6 掛とする。

エ 溪間工設計設計説明書等作成(計画書作成)

(1 件当たり)

| 技術者の<br>名称   | 直接人件費 |      |              |              |      |              |
|--------------|-------|------|--------------|--------------|------|--------------|
|              | 技師長   | 主任技師 | 技師 A         | 技師 B         | 技師 C | 技術員          |
|              | 内業    | 内業   | 内業           | 内業           | 内業   | 内業           |
| 設計説明書等<br>作成 |       | 0.54 | 1.07<br>0.54 | 1.07<br>0.54 |      | 1.74<br>0.87 |

備考 1 下段数値は、森林整備保全事業の調査・測量・設計及び計画業務積算要領第 5 部計画作成等業務に準じて作成された資料又は同等以上の資料を与える場合に適用する。

2 解析等調査業務と設計業務を併せて積算する場合は、この歩掛は計上しない。

(3) 山腹工

ア 山腹工設計現地調査(計画書作成)

(1 件当たり)

| 技術者の<br>名称 | 直接人件費 |      |              |              |      |              |
|------------|-------|------|--------------|--------------|------|--------------|
|            | 技師長   | 主任技師 | 技師 A         | 技師 B         | 技師 C | 技術員          |
|            | 外業    | 外業   | 外業           | 外業           | 外業   | 外業           |
| 現地調査       |       | 0.53 | 0.98<br>0.59 | 0.98<br>0.99 | 0.85 | 1.49<br>0.90 |

備考 1 下段数値は、森林整備保全事業の調査・測量・設計及び計画業務積算要領第 5 部計画作成等業務に準じて作成された資料又は同等以上の資料を与える場合に適用する。

2 発注者が工種、位置、構造、規模等を指示する場合には、この歩掛は計上しない。

3 溪間工の現地調査範囲と重複し、併せて現地調査する場合には、歩掛を 0.8 掛とする。

4 補正は次表のとおりとする。

(ア) 規模による補正

| 山腹面積 (ha) | 0.3ha 未満 | 0.3ha 以上<br>0.5ha 未満 | 0.5ha 以上<br>1.0ha 未満 | 1.0ha 以上<br>2.0ha 未満 |
|-----------|----------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 補正值       | -0.2     | -0.1                 | 0                    | +0.2                 |

備考 2.0ha 以上の場合には、別途積算することができる。

(イ) 地況による補正

| 区 分   | 易    | 中 | 難    |
|-------|------|---|------|
| 補 正 値 | -0.2 | 0 | +0.2 |

イ 山腹工設計基本事項の決定 (計画書作成)

(1 件当たり)

| 技術者の<br>名称 | 直接人件費 |      |              |              |      |     |
|------------|-------|------|--------------|--------------|------|-----|
|            | 技師長   | 主任技師 | 技師 A         | 技師 B         | 技師 C | 技術員 |
|            | 内業    | 内業   | 内業           | 内業           | 内業   | 内業  |
| 基本事項の決定    |       | 0.93 | 1.06<br>0.54 | 1.06<br>0.94 |      |     |

備考 1 単純な山腹工には適用しない。

2 下段数値は、森林整備保全事業の調査・測量・設計及び計画業務積算要領第 5 部計画作成等業務に準じて作成された資料又は同等以上の資料を与える場合に適用する。

3 発注者が工種、位置、構造、規模等を指示する場合には、この歩掛は計上しない。

4 溪間工の現地調査範囲と重複し、併せて現地調査する場合には、歩掛を 0.6 掛とする。

ウ 山腹工設計設計説明書等作成 (計画書作成)

(1 件当たり)

| 技術者の<br>名称   | 直接人件費 |      |              |              |      |              |
|--------------|-------|------|--------------|--------------|------|--------------|
|              | 技師長   | 主任技師 | 技師 A         | 技師 B         | 技師 C | 技術員          |
|              | 内業    | 内業   | 内業           | 内業           | 内業   | 内業           |
| 設計説明書等<br>作成 |       | 0.54 | 1.07<br>0.54 | 1.07<br>0.54 |      | 1.74<br>0.87 |

備考 1 下段数値は、森林整備保全事業の調査・測量・設計及び計画業務積算要領第 5 部計画作成等業務に準じて作成された資料又は同等以上の資料を与える場合に適用する。

2 解析等調査業務と設計業務を併せて積算する場合は、この歩掛は計上しない。

## 2 補正

### (1) 面積補正

治山事業計画書作成業務の「現地調査」及び「設計説明書等作成」に係る歩掛に適用する。

#### ア 溪間工

| 対象面積<br>(ha) | 10 未満 | 10 以上<br>20 未満 | 20 以上<br>50 未満 | 50 以上<br>100 未満 | 100 以上 |
|--------------|-------|----------------|----------------|-----------------|--------|
| 補正係数         | 0.75  | 0.80           | 1.00           | 1.15            | 1.30   |

#### イ 山腹工

| 対象面積<br>(ha) | 0.1 未満 | 0.1 以上<br>0.3 未満 | 0.3 以上<br>0.5 未満 | 0.5 以上<br>0.7 未満 | 0.7 以上 |
|--------------|--------|------------------|------------------|------------------|--------|
| 補正係数         | 0.75   | 0.80             | 1.00             | 1.15             | 1.30   |

### (2) 面積補正方法及び補正順序

#### ア 面積補正

1 件当たり単価(対象面積による補正後) = 1 件当たり積算単価 × 補正係数

#### イ 補正順序

##### (ア) 現地調査及び設計説明書等作成

各種歩掛の補正を行い、算出した額に対して(1)の面積補正を行う。

##### (イ) 基本事項の決定

各種歩掛の補正を行う。

## 3 諸経費の適用

積算要領第3部第1章「1-3 測量業務費の積算方式」によるものとする。

### 第30 地質調査業務(機械ボーリング)の取扱い

#### 1 間接調査費の算出(モノレール運搬、索道運搬)

間接調査費＝設計単価(運搬)×運搬総重量＋設計単価(架設・撤去)＋設計単価(機械器具損料)×供用日数

設計単価＝標準の市場単価

ただし、機械器具損料は、「岡山県公共工事設計資材単価表(岡山県農林水産部・土木部)」による。

供用日数＝架設日数＋調査・試験等作業日数＋撤去日数

#### 2 解析等調査業務の標準単価

解析等調査業務の標準単価は、「岡山県公共工事設計資材単価表(岡山県農林水産部・土木部)」による。

#### 3 その他

適用に当たっては、上記1,2のほか、業務関係積算基準及び標準歩掛(岡山県土木部)の「業務関係標準積算基準書(参考資料) 第Ⅲ編地質調査業務(参考資料)」を準用するものとする。

### 第31 仮設道に係る業務積算の補正

仮設道の測量・設計業務の積算については、積算要領標準歩掛を適用し、指定仮設の場合は標準歩掛の80%、任意仮設の場合は標準歩掛の40%を標準とする。

また、構造物等調査は、標準歩掛の20%を標準とする。

(注)仮設道は、本工事を実施するための必要最小限かつ最も安価に設置すべき施設であり、原則として原形に復旧するものであることから、構造及び構造物は必要最小限とする。

なお、特に指示する場合を除き、縦断曲線及び横断勾配の設定、飛散・逸散量の計算、内カーブ、外カーブの数量差計算、その他仮設道の目的上不必要と認められるものは成果品として必要ない。

また、任意仮設とする場合は、これに加え曲線の設定及び主要間点以外の測点に係る成果品も必要ない。

## 第32 溪間工設計業務

### 1 治山ダム実施設計

- (1) 本堤に副ダム等を設置する場合の割り増しは、単位「基」の歩掛を1.5倍とする。  
副ダム等とは、洗掘防止工（副ダム、側壁、水叩き、垂直壁）など、本堤の付帯的な施設であり、護岸・水路工については、副ダム等に該当しない。
- (2) 1 溪流に複数基の治山ダムを設置する設計業務となる場合、「現地踏査」については、全体で1件となるように計上する。「設計説明書作成」についても同様の取扱いとする。  
ただし、1 溪流に治山ダム（透水型・遮水型）と治山ダム（透過型）が混在する設計業務となる場合、「現地踏査」については、各設計区分で合計1件ずつとなるように計上する。「設計説明書作成」については、全体で1件となるように計上する。

### 2 治山ダム実施設計における流末処理

副ダム等に該当しない護岸・水路工などの流末処理設計については、次の歩掛を適用する。

(10m 当たり)

| 区 分    | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術員  |
|--------|------|------|------|------|
| 流末処理設計 | 0.20 | 0.30 | 0.30 | 0.50 |

### 3 流路工実施設計の控除割合

施設設計検討及び施設設計において、小項目で該当しない工種がある場合は、積算要領に記載のとおり人員数の控除割合を算出して、該当区分の人員数を減じることとするが、控除割合は、小数第3位を四捨五入して、第2位まで算出する。

## 第33 旅費交通費

### 1 路程

競争入札により委託する場合、路程は管内県民局から現地までの距離とする。  
特命随意契約の場合は、受託者の所在地（支社、出張所等を含む）からの距離とする。  
ただし、受託者が県外の場合は岡山市（県庁）を所在地とみなす。

### 2 打合せ旅費交通費及び現地作業旅費交通費の積算

- (1) 交通費の積算は原則として通勤により業務を行う場合とし、ライトバンによるものとする。  
ライトバンの運転経費は、調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領（以下「旅費交通費積算要領」という。）5(5)⑤「ライトバン損料等」による。
- (2) 測量業務における現地作業旅費交通費については、連絡車（ライトバン）運転経費が測量標準歩掛の機械経費等に含まれるため、別途計上しない。
- (3) 日当及び宿泊費は原則として計上しない。
- (4) 業務の打合せに要する日数＋現地作業に要する日数を計上する。

### 第34 簡易報告書印刷製本費及び電子成果品作成の取扱い

簡易報告書印刷製本費は、直接人件費に対する率により算出するものとする。ただし、これによりがたい場合は、別途考慮する。

#### 1 積算方法

簡易報告書印刷製本費(3部相当) =  $(10 - 0.5 \times \text{直接人件費} \times 1) \% \times \text{直接人件費} \times 1 / 2$

注1) 上式の印刷製本費の率算出は、直接人件費※1を百万円単位で、小数第3位を四捨五入して、第2位まで代入する。

2) 直接人件費に対する率は、小数第3位を四捨五入して、第2位まで算出する。

3) 直接人件費が1,000万円以上となる場合は、印刷製本費(3部相当)の上限額を250千円としており、簡易報告書印刷製本費 =  $250 \text{ 千円} / 3 \times (\text{必要部数})$ とする。

#### 2 複数の業務が含まれる場合の取扱い

1つの設計書に、設計業務の積算体系が複数ある場合は、その直接人件費の合計に対する率により算出し、端数処理(千円未満切り捨て)する。各設計業務の積算体系での簡易報告書印刷製本費は、それぞれの直接人件費で按分した額(千円単位)を計上する。

設計業務の積算体系：地質調査業務(解析等調査業務のみ)、設計業務、計画作成等業務

#### 3 提出部数等

(1) (電子納品以外の)成果品の部数は3部を標準としているが、部数を変える場合には次式により算出し(千円未満切り捨て)、特記仕様書に提出部数を明記すること。

設計書計上の簡易報告書印刷製本費 =  $(3 \text{ 部相当金額}) / 3 \times (\text{必要部数})$

(2) 電子納品対象の成果品については、電子成果品1部、簡易報告書1部の計2部の提出を標準とする。簡易報告書印刷製本費については上記算式により算出する。

電子成果品作成費については、積算要領により計上する。

### 第35 森林整備作業区域確認業務(歩掛設定)

#### 1 予備調査

森林整備作業の区域を確認するため、既存の森林整備作業履歴、森林計画図、航空写真、地籍集成図等により、事務所等での調査が必要な場合に適用する。

- ・積算単位：1 地区当たり
- ・歩掛：1 地区当たり 10ha 未満 普通作業員(内業：直接人件費)0.50 人/地区  
1 地区当たり 10ha 以上 普通作業員(内業：直接人件費)0.60 人/地区

#### 2 簡易山腹周囲測量(作業区域確定用)

森林整備作業の外周区域及び設定された樹種界や除地等の区画について、簡易山腹周囲測量を用いて区域を確定する場合に適用する。

- ・積算単位：1ha 当たり
- ・歩掛：(1ha 当たり)

| 技術者の名称<br>測量項目 | 直接人件費 |      | 労務費   |
|----------------|-------|------|-------|
|                | 普通作業員 |      | 普通作業員 |
|                | 外業    | 内業   | 外業    |
| 1 パーティ編成人数     | 2     | 1    | 1     |
| 所要日数           | 0.67  | 0.35 | 0.67  |
| 延人数            | 1.34  | 0.35 | 0.67  |

- 備考 1 材料費は直接人件費の 5.0%
- 2 機械経費は直接人件費の 1.5%
- 3 精度管理費は計上しない。

#### (1) 歩掛の補正

歩掛の補正は、内業については適用しない。

補正の方法は、積算歩掛＝標準歩掛×(1＋補正值の和)。

#### ア 現地の地況等による作業難易度による補正值

##### (ア) 簡易山腹周囲測量(作業区域確定用)の難易度判定基準

| 因子                       | 難易度                          |    | 易                                   |    | 中                                     |     | 難  |    |
|--------------------------|------------------------------|----|-------------------------------------|----|---------------------------------------|-----|----|----|
|                          | 条件                           | 点数 | 条件                                  | 点数 | 条件                                    | 点数  | 条件 | 点数 |
| 平均傾斜                     | 25° 未満                       | 15 | 25° ～35° 未満                         | 25 | 35° 以上                                | 50  |    |    |
| 刈払の方法                    | 刈払が不要もしくは鉋で実施                | 0  | 刈払機が必要                              | 15 | チェーンソーが必要                             | 25  |    |    |
| 作業区域を確定<br>V する地区の<br>状況 | 治山事業施行地<br>もしくは国土調<br>査実施済地区 | 0  | 治山事業施行<br>地でなく、国土<br>調査未実施で、<br>公有林 | 10 | 治山事業施行<br>地でなく、国土<br>調査未実施で、<br>公有林以外 | 25  |    |    |
| 計                        |                              | 15 |                                     | 50 |                                       | 100 |    |    |

(イ) 難易度の総合判定

| 難易度 | 易      | 中         | 難      |
|-----|--------|-----------|--------|
| 点 数 | 30 点未満 | 30～70 点未満 | 70 点以上 |
| 補正值 | -0.2   | 0         | +0.2   |

イ 樹種界等の追加作業を実施する場合の補正

森林整備作業の区域内に、樹種界や除地等の区画を設定する必要がある場合の補正值

$$\text{樹種界等の追加作業割合} = \frac{\text{樹種界等の追加測量延長}}{\text{区域外周測量延長}}$$

(小数第4位切捨3位止め)

(ア) 追加作業補正值判定

| 追加作業割合 | 25%未満 | 25%～50%<br>未満 | 50%～75%<br>未満 | 75%～100%<br>未満 | 100%以上 |
|--------|-------|---------------|---------------|----------------|--------|
| 補正值    | 0     | +0.05         | +0.10         | +0.15          | +0.20  |

(2) 諸経費

積算要領第3部第1章「測量業務積算基準」に準じて行うが、通常50%とする。

### 第36 治山施設等調査・点検業務

治山施設等調査・点検業務の調査等歩掛は次によるものとし、積算要領第5部第4章「治山施設点検業務」は適用しない。

#### 1 予備調査(内業)

(100 箇所当たり)

| 名 称  | 直接人件費 |      |      |      |      |      | 機械器具費<br>及び材料費等 |
|------|-------|------|------|------|------|------|-----------------|
|      | 技師長   | 主任技師 | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術員  |                 |
| 予備調査 |       | 0.58 |      |      | 0.58 | 0.98 | 直接人件費の2%        |

#### 2 現地調査(外業)

(100 箇所当たり)

| 名 称  | 直接人件費 |      |      |      |      |      | 機械器具費<br>及び材料費等 |
|------|-------|------|------|------|------|------|-----------------|
|      | 技師長   | 主任技師 | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術員  |                 |
| 現地調査 | 0.98  | 2.18 | 3.57 | 5.57 | 4.58 | 1.78 | 直接人件費の2%        |

#### 3 資料作成(内業)

(100 箇所当たり)

| 名 称  | 直接人件費 |      |      |      |      |      | 機械器具費<br>及び材料費等 |
|------|-------|------|------|------|------|------|-----------------|
|      | 技師長   | 主任技師 | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術員  |                 |
| 資料作成 |       | 1.34 | 2.69 | 3.89 | 4.94 | 2.54 | 直接人件費の2%        |

#### 4 報告書作成費(内業)

(100 箇所当たり)

| 名 称    | 直接人件費 |      |      |      |      |      | 機械器具費<br>及び材料費等 |
|--------|-------|------|------|------|------|------|-----------------|
|        | 技師長   | 主任技師 | 技師 A | 技師 B | 技師 C | 技術員  |                 |
| 報告書作成費 | 0.49  | 0.99 | 1.22 | 1.97 |      | 2.24 | 直接人件費の2%        |

#### 5 打合せ

積算要領第4部第3章第1「1-1 打合せ等」を準用する。

#### 6 交通費

交通費の積算は原則としてライトバンによるものとし、ライトバンの運転経費は、旅費交通費積算要領5(5)⑤「ライトバン損料等」を準用する。

1日当たりの調査箇所数は5箇所とし、調査箇所全数を5で割り、小数第1位を切り上げて整数とし、1日につき1往復分の距離を計上する。

#### 7 諸経費等

積算要領第5部第1章「1-2-2 業務委託料の積算」を準用する。簡易報告書作成費については、第34簡易報告書印刷製本費及び電子成果品作成費の取扱いによる。

## 第37 その他

### 1 残土処理場、構造物の設置等のために必要な測量等

残土処理場や構造物の設置等のために必要となる測量等にあつては、調査測線を設け、必要な業務項目を追加して積算することができるものとする。

### 2 計画区間に橋梁及びトンネル等の区間を含む路線の取扱い

積算要領標準歩掛によらない橋梁区間、トンネル区間等がある路線では、解析等調査業務及び設計業務の「線形計画」、「現地調査」、「線形決定」については、その区間を含めた全延長により積算し、測量業務については、その区間(橋梁区間等)を除いた延長により積算するものとする。

なお、橋梁区間、トンネル区間等は、別途必要な測量業務費、設計業務費を積算するものとする。

橋梁設計、トンネル設計等の業務歩掛は、他の公共工事の事例等を参考に、現地の実状に応じた適切なものを適用するものとする。

### 3 「路線測量」、「用地測量」、「保安林調査」を同時発注する場合の留意事項

「路線測量」、「用地測量」、「保安林調査」を同時に発注する場合、諸経費は合併した経費の合計に対する経費率を適用する。